



四

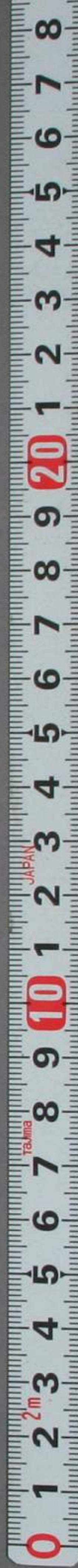
季

草

春下

二

7	3
367	
2	



73  
門 曾  
號 367  
卷 2



四季艸二之卷 春草下

目錄

的の躰拜	卷より前	八の曲節
大的	小的	小的の裏に鬼比字を書
的大	的比繪三重より後事	
鞞	矢保呂	的の始
柳籠	蜻蛉籠	鞞
屍籠	逆頰籠	葛籠
調度掛	うはね	土俵うはね
射藝之部		

四季艸春の卷下目錄

〇一

明治三十八年十一月十九日

市島謙吉

氏寄贈



三的 百手的 三三九四六三八的  
奉射 笠懸始 笠懸子品とある事

犬追物の始 犬追物に偽書 行騰並やうらむやうし

弦袋 弦さいで 弦袋をたとの事

弦は上せき下せり せり弦

ちぐけの指を継ぎ事類 弓太郎

矢口に祭矢開 両家分別

通計三十八條

四季艸二之卷 春草下

調度掛の事

近世調度掛といふ器出来たり。其形品々阿彌。武用辨畧といふ書に其繪圖阿彌と見えり。何を左右より二張立て。中にハキはくくの矢をたてあり。惣躰笈オヒに如くみして。前々革緒を付て脊セに掛け負ふやうに拵らばなり。調度掛といふ役人是を負て。主君の供奉を勤るといふ事。此説用る事なり。此物古代曾て無きもはなり。調度掛といふ役乃名々あり。古書に見えり。れど。調度掛といふ器を古書に見え。武用辨畧軍器考れども。此器の圖真相阿彌が画たり。東山殿

御飭記又見えりとは何ぞ予その御飭記を四五本はを見  
かども唯東山殿の殿中座席の掛繪花瓶香爐其外の飭物に  
繪圖のふて調度掛といふ器を圖しける本は一本を  
御飭記に見えりといふ偽なり東山殿の頃ハ無き  
と此のふゆゑ其圖ある法やうなり或説ふ太田道灌  
入道文明年中上洛して將軍義政公東山殿御對面の時調  
度掛此事家傳たる習あるん存知の趣書て上るべ  
空仰られりまば歌をよみて答へ奉ふ其歌又矢をきりて  
左右より弓を調度掛奥の習を家よるべと申上りりハ  
將軍御感あると或書ふ見えれば東山殿の頃より此

物有し事疑なりといひり此説を用る事なり道灌ハ聞  
えりる歌の上手なり慕京集道灌の哥  
もを見るに左記歌どもあり右此調度掛の歌甚拙し  
道灌此口はきにはあはれ且歌の心も何の用ふもたぬ  
事哉といはるまをありされは多後人此偽作ある事  
明なり其歌何の左記事有て義政公感しめり也東山  
殿まをるまけふまは説なり又軍器考み弘安禮節  
といふ書に大調度掛小調度掛の事ありて引用たり  
禮節といふ書一卷後宇多院の御宇弘安八年に龜山上皇の院中  
禮節を定めり書なり軍器考より引用し別の本より十二卷あり  
予そ此弘安禮節を見らば偽書なり偽書に見えり事なり

證とするに足らば。弘安年中調度掛といふ器のあるべきやう  
なり。それ古の武士も常々用心を專とすは。がゆゑに。弓  
に壁<sup>カ</sup>り立りけ置き。矢を<sup>エ</sup>籠<sup>トラ</sup>又を空穂<sup>ウ</sup>に差して置た。  
すい夜討盜賊など入来ると云ふ時を。弓おつさり。籠かき  
負ひ。うつ不かい付て。飛で出る心が。多を。おぢ。た。は。な。ま。  
これ調度掛といふ器。ふ弓を立て。さ。は。ら。ぐ。これ矢を取交て  
さ。間々<sup>ア</sup>ふ。志<sup>マ</sup>き。を。板<sup>イ</sup>を。を。く。やうの事。み。ま。ふ。急の時  
に。弓。弦。き。ぐ。り。出。し。矢。を。あ。ま。こ。れ。撰。び。ぬ。き。さ。て。俄。り。籠  
う。つ。は。ら。ぶ。ど。の。矢。を。ゆ。り。て。出。つ。や。う。ぬ。ふ。事。に。ま。は。い。時刻。う。つ  
ま。て。急。の。間。子。あ。ひ。が。く。し。甚。不。便。利。な。る。器。な。ら。ず。太平。は。世

は。武道。に。う。ま。き。人。の。好。ま。る。く。出。し。た。る。物。あ。る。べ。し。心  
あ。ら。ん。人。の。用。べ。き。物。み。あ。ら。ば。古。書。に。調。度。掛。と。あ。ら。ふ。矢。を  
籠。り。さ。し。て。負。む。弓。を。持。多。主。君。の。供。奉。は。る。役。人。を。い。ふ  
な。ら。ず。其。圖。を。賀。茂。祭。の。繪。と。云。卷。物。に。見。え。ら。り。軍。器。考。餘。は  
も。其。圖。を。寫。し。出。せ。り。調。度。掛。と。い。ふ。器。ハ。古。代。無。た。物。を。い  
ハ。其。器。を。負。む。行。し。は。ら。あ。ら。ず。頼。朝。の。詞。ふ。二十。の。矢。を。以  
て。二十。人。に。敵。を。射。執。る。者。み。あ。ら。ば。は。ら。調。度。掛。の。役。は。供。を。る  
事。う。あ。ら。ふ。る。が。う。げ。の。ゆ。ゑ。に。事。東。鑑。に。見。え。ら。り。二。  
十。の。矢。を。以。て。二十。人。の。敵。を。射。と。は。不。ど。の。手。ま。く。を。ま。と。も。  
う。此。筈。の。如。く。あ。ら。る。器。を。負。ひ。た。ら。ば。急。に。途。中。よ。り。敵。り。出

合たる時先づ此器をおろして弓弣ぬきとり。征矢雁俣ツヤカリマタを  
ぞを。阿もこれ撰びぬきとりたりとする隙も。敵間近を  
寄せ来り合期すなかり。又多く征矢形ど弣ぬきとりた  
りとも。途中り筋はな。其矢をい何よを。隨身はべ  
まや。こもらの事をとく考ふ。古へ調度掛といひ。役人  
と。此笈の如く。調度掛といふ器を。負ひ取り。に  
いあざる事を。知るべし。又云調度掛の役は。公家武家の差  
別あり。公家の調度掛ハ弓箭を帯し。たる隨身の事を。其  
人数とある。召つら。武家み。將軍家社參  
又ハ參内の時。將軍身づ。弓箭を帯し。給はざる時。精兵の

射手弣撰び。將軍の御弓矢を帯せ。あむるを御調度掛と  
いふ御と稱する事ハ。將軍の御弓矢を帶するが故なり。  
さきハ御調度掛と唯一人なり。私み。主君の弓矢を  
帶はる。けハ唯一人あり。是を其家中は者ハ御調度掛  
といふ。公家武家差別ある事を知べし。又え。掛緒又え。掛緒をて  
づ。けといふ。頂頭掛と書くなり。此て。けといふ。調度掛の字  
を用る。誤なり。度の字音ト。通音ある。ゆえ。づと云  
ふ。事なるゆえ。因り記し置たり。

うはぶの事

昔よりは。いふ。矢を差して腰り着けたり。  
が。後ハ穗を作。り。その。いふ物の繪圖を。

四本朝の巻下  
武用辨畧に載たまど。うはといふ物古書に曾て其名見  
えける物なり。それ繪圖も出所を以てば。妄作ある事  
知依べし。高忠聞書にうはの根本をかまどをかて。成  
うつ不そま付たるを。それなり前ハありま。一なり唯簾  
志をまど負ひと依がごとし。さるなりなり矢が録盡と  
鉄をやぐて人見る間何矢をゆし。成も人に知らせ付  
矢を射はくし。くるをも知らせ。が爲。昔の人故實に  
て。當代のうは不の如く作りをして。色々は革をのけ来  
るなり。そまなりなり。何革をかぐま。と毛定らざ  
流ありと見えたり。右ふり。家か何どを。成はは。とま

付たるなりといふ事を取。昔ハうはといふ物。何といふ  
説をこし。うはの圖。成も偽作したるなり。又一説に  
うはは。義家朝臣笙の笛を見。作。出。せ。此。と。ま。い。ふ。  
ま。一説に。義家朝臣笙を入。旅行。持。ん。為。み。作。ら。ま。と。  
ま。い。ふ。と。ま。用。に。あり。す。是。を。古。今。著。聞。集。に。義。家  
朝臣奥州後三年合戦の時。舍弟義光奥州へ下らんといふ  
時相摸國足柄山。うはの中。なり。笙の譜を取。出。して。大  
食調。入。調。の。曲。を。豊。原。時。秋。又。傳。へ。授。ら。ま。と。い。ふ。事。見。え。る。  
を。覺。え。何。や。中。り。て。い。ひ。出。し。た。る。説。なり。う。は。の。始。ま。り。の。詳  
なり。古。今。著。聞。集。に。義。光。の。う。は。不。此。事。見。え。東。鑑。に。羽。壺。也。

伴雄云くは  
りて後三年  
合戦の画の各  
草に出たり  
併せ見べし

いふ物あり。實朝公の時飛驒守惟久より画せらるる。奥州十  
二年合戦の繪より。是は不付し武者の画き多れ。其始  
久しき事ぬるべし。

土俵うはねの事

うつねを甚大に作らるるを土俵といふ。相撲の場は置く土  
俵の如くある形なるゆゑ其名ある形を。或説に是ハ蜻  
川道標が作り始りし。道標うつねといふと。道標を  
俗名新右衛門親長といふ。寛永正保慶安の頃此人なり。土  
俵うはねは道標以前より有し物あり。岡本記より。つね  
ど。やうに。申候と。見え。此記を天文十三年岡

本美濃守縁持といふ人の書しなり。天文の頃既に土俵あ  
り。申候と。見え。此記を天文十三年岡  
武隱叢話に。天正十八年三月。小田原御陣の時。中秀吉公ハ  
系緋威の御鎧。唐冠の御曹。熨付の御太刀。二振御帶。金  
比土俵うつねの上。征矢一筋さし。是を付け。作鬘を御掛  
を。見え。是等。邪道標以前より。土俵を  
證あり。

尻籠の事

近世迄ともいふ物を。古書より見え。とは別の物を



了。今世志と云ふは、尾花志と志とい。尻籠と云ふ。矢籠と  
も書志と此品所也。其圖ハ武用辨畧志と小見えたり。これら  
の志と古代無きものよ。近世作也出ヤ一物なり。日本  
紀の神代卷抄。源氏の花鳥餘情。義經記異本。平家物語。太  
平記。庭訓往来。古今著聞集。布衣記。三議一統。高忠聞書など。且  
見え。依志と云。今世の志との事。うららば。古書の志と  
以へる。よほぎらる。此事あるゆゑ。左うこそ。或辨ず。語なり。  
平家物語の長門本に。た竹志と舟と。依男の志黒漆の弓持多  
云云。古今著聞集。大殿家小殿家と云。聞えある強盜の棟梁  
あ中り。小殿たの志と。きおひて。打真弓るげ。印らひ

た。志と行なり。云々。これハ志と。志といふ名の見えたるのみ  
なき。何の子細をいふ。おとを。日本紀の神代抄。子チノリイ箭五  
百ホノリ箭のユキ鞆なり。云々。花鳥餘情。鞆と矢を入る。矢籠也云  
々。是等ハ鞆をきて。矢籠といふ。志と布衣記。志と。或負  
ひ弓を持。中其帶を以て。志と。志を腰に結ぶ云々。是を前とい  
ふ。志との事を。後ハ鞆と書く。又三議一統。狩場の供の出  
立。水スイカシ干行騰カシ。志と。志と。鹿や志と。志との尻籠。或負ふと云々。  
是ハ志と。志といふの事を志といふ。志と志とを合せ考ふに  
鞆ウツク鹿カシ胡カシ鞆カシ等を。志といふ。志といふ。志といふ。志といふ。物  
志矢を盛ふ物の志。名は如く聞ゆ。志と志と。志と志と。志と志と。神代



おひきりとほるに。是れ志この矢をさかりよおひきりと以て  
ふを以て。古の尻籠負しさゆを考へし。又其負し紙はをい  
へるを以て。志ことえりりと一物はおひきりを知るべし。右より  
おひきりを今とせよ。今とせよとといふ物と。古代の志こと。それ名を  
同しかにせよ。其物い同しうらさゆ事考るべし。古畫も今  
世の志こと似し物を負し。一も見えぬ。推しを思ふべし。  
古代志ことといひし物々。つねにやんやんの一人名してやん古書  
と記しやん。志ひを平胡録と記し。壺胡録ツホヤグヒを記し。壺との  
記せし例多し。増鏡老の浪の巻。は為道朝臣とほし。の袍も壺おひ  
て云々。世俗淺深抄。警固間有御幸時近衛次將供奉壺胡

録令持事中弓与壺二人分持事甚以見苦云々。雅亮装束抄  
も。大將のすぬ志んの御ひん又よめる事と云條も。つねに  
やんやん。志ひを中えんのらうの志ひ。大まゆるさし  
又やん。志ひを云々。つねに志ひを。此外次將装束  
抄。桃花葉。其外古記装束抄の類は。壺との志ひ。又負  
壺と志し。世ゆ事多し。又飛驒守惟久が画。後三年合戦の繪  
も。壺胡録負し。武者を画り。其負し紙は。義經記も志し。矢  
箸さがりよおひきりとといふ。志ひは。右より負し。如く箸高  
まひあらざ。これらを合せ考るべし。古と志しといひ。壺胡録の一  
名も。文字は。矢壺と書を志し。や。矢籠尻籠を志し。書し。詞に

付ての充字をらんう。又た尻籠シコロと古きものに見えたる竹の筒をよりぬきて、壺ウツを那ナの如くおしらへたる袋フクロのやうな物に、是を竹矢壺タケヤウツと書べし。或人の説く鷹の羽の矢をきくたる志こそはゆきれをシと多例を引くまじうかち過るる説りく用むるべし。

逆頬籠の事

さうばら籠シバラカゴといふは籠の面を鬼の顔をさかきゆる彫ホり付る。是を河伯面カハクオモと云。毘舍門ヒセモン天テンは像の帯オビに前を鬼面を作り帯オビといふ名付くる物に和ワと名付くといふ説あり。用ゆる下とありき。如此に籠古書にも古畫にも曾て見えずは事なり。又一説りさか

づらとさといふ小の字なり。又枝の字あり。うつらカツラの白き葛カワラにてくみ作るなりといふ説も有る。又一説りさといふ素スり。素と白那ナと。可カはらと藤フジなり。白シロは藤フジの籠カゴのほろを巻マくをいふなりと。是等の説を推量の妄説あり。用ふる事なり。庭訓往来には逆頬籠サカオモカゴとあり。後稱念院殿キョウネンイン平ヘイの装束抄ソウソクセウに逆頬の字を用ひらるる。これ装束抄ソウソクセウに隨身逆頬籠ソウジンサカオモカゴを負ふ事見えり。又猪皮熊籠等の品見えり。猪皮とあるは猪の毛皮イノカウにて包たるなり。是を猪のさかづらといふ。熊籠クマカゴといふは熊の皮クマカウにて包たるなり。是を熊のさかづらといふなり。後三年合戦の繪にも逆頬籠サカオモカゴを負ふは武者ムシャ多くと画り。熊の皮クマカウと本ホンと黒クロ猪皮イノカウは

毛を去る。ふとた毛を残りて。黒漆はぬき多籠を包  
たう。されどまがづら籠を黒た物を。右の或説のむらぐ白き  
物よりあらば。義經記に。忠信芳野山合戦の條に。其るも六尺許  
なる法師の。まひめて色黒うり。多籠を。装束を。ゆつく。後又まうり  
多籠。かちんの。ゆつくま。黒革を二寸又切て一寸にたみみて。あど  
し。鎧に。五枚。曹のた。えし。ゆを。ぬら。び。ま。き。を。し。て。三尺九  
寸あり。多籠。黒漆の大刀。多。ゆの皮。は。ち。り。鞘入。て。ぞ。ち。ち。り。々  
ゆ。さ。か。づ。ら。え。む。り。矢。く。ば。は。尋。常。に。ぬ。り。籠。は。黒。羽。を。以。て。た。だ  
と。る。矢。の。ふ。と。さ。を。笛。竹。形。ど。の。や。し。な。ら。ぶ。籠。卷。と。り。上。十。四。そ。と。は  
た。ぶ。く。と。切。と。る。を。つ。ま。ざ。し。は。し。て。か。し。ら。高。又。負。ひ。を。し。

糸包の弓は九尺許有る。四人張を杖は。き。ぬ。し。木。の。の。り  
て。云。々。と。見。え。し。り。さ。し。の。ば。籠。を。黒。き。毛。皮。で。包。と。る。物。を  
よ。ゆ。え。黒。装。束。は。黒。物。を。後。へ。の。中。に。入。と。る。なり。細川家は傳  
来の逆頰籠。今。そ。か。の家。は。ゆ。り。猪。の。皮。の。毛。を。黒。く。ぬ。り。て。そ  
き。ま。て。包。た。る。ま。は。あり。土佐光信が。画。き。し。職。人。書。教。合。の  
繪。の。中。籠。作。の。繪。は。甘露寺親長卿の書。加。へ。ら。を。し。詞。に。さ  
か。づ。ら。が。な。く。多。柳。を。む。ら。ま。す。と。ゆ。り。此。心。の。さ。か。づ。ら。籠  
が。無。き。ま。り。て。柳。籠。を。作。ら。ぬ。む。と。云。ふ。心。を。り。是。を。ゆ。り。く  
心得。て。ま。う。づ。ら。の。ふ。か。づ。ら。籠。と。も。其。か。ま。り。に。蒲。柳。を。以  
て。籠。を。作。ふ。と。り。ふ。ま。と。と。り。と。取。り。し。て。ま。か。づ。ら。と。い。つ。を。白。く

細き葛あり。其葛にて組くみたるをさかづら籠と云ふなり。又右  
 子。これ逆頰籠の古物をみぬ人。さかづら小推量杖以多。職人盡の  
 繪の詞書を口實として云ひ出し。依妄説なり。さかづらと  
 名付たる名義を按ずるに。これ籠正面と西脇を三方を毛皮に  
 多包たし。毛皮をさかづらと張付あり。毛さかづらさかづら向ひ  
 たり。頰ツラはゆる人の顔みても左右の二部の方杖の小なり。籠の  
 左右の脇も頰ツラなり。頰の毛さかづらを付たるゆゑさかづらと名  
 籠の正面の毛も真中より左右へ斜ナカヒりたるなり。頰の方へさかづら  
 小なびきたり。さかづらさかづらさかづらなり。小笠原兵部少輔元  
 長が書々依隨兵日記云。文明十八年記之。さかづらの事を云ふはさかづら

らさかづら本と云ふべしと見えたり。熊のさかづらハ猪乃さかづら  
 の次たるべし。又さかづら籠の掛緒は弦巻を法を記付するなり。  
 逆頰籠の名も古書におほく見えたり

ツラヤシキ  
 葛籠の事

葛籠は後稱念院殿装束抄に。隨身去の籠を負ふ事見えたり  
 是を上古より有し物なり。延喜式の兵庫寮式に。造胡録一  
 口料黒葛一介。漆三勺。絲一分。緒料鹿革一條。長四尺と見えり  
 廣五寸と見えり  
 此文より依て考ふる。黒葛みよ組多漆にてぬり。革乃緒  
 を付し。漆物なり。黒葛ハ法ハと云ふ草かづらなり。垣を  
 結ふは繩の代りたり。用ふ物あり。法ハと云ふ草なり。さかづら

ふぢともいふ田舎をわたとつらともいふ

### 柳籠の事

柳籠。土佐光信が画し職人盡歌合の繪乃中。籠作の繪  
に見えり。其細なる事とてんざれども其大躰を見  
るべし。柳行李カウリを組むおどく。蒲柳ヤナギより多組する物と見ゆ。  
かむちをカハヤキといふ柳あり。其枝を糸に編て。行李など  
戎作ふ邪也

### 蜻蛉籠の事

近世蜻蛉籠トシバウといふものあり。其制を鐵のつるもす籠  
のありだをを作す。其後ウレは長く莖クキを立て。其上は横木を渡

し。其横木に荻藤トウを立て。それより細きぬきを貫た。糸とぬきを  
以てこれ荻藤を編て熊手の如くふし。母衣骨ホロボ子といふ。母衣を掛る料なり。それ母衣骨の根より大蜻蛉トシバウを作す。付く。  
蜻蛉乃羽をいふ皮ふも作り。穴を多くあけ。其穴は矢を差  
し。矢の根は下の籠よりさへあり。母衣骨籠とを兼帯したる器  
なり。此物大塔宮の用ひる。和州三輪明神の神庫に  
納する。近世うし得たりといふ。或人の説く此物や  
大塔宮の物にあらざる。先年熊澤次郎といふ者作す。三  
輪乃社へ奉納したる物なりといふ。又大塔宮に像をうと  
て右の籠負ふ。画像なり。按ずれば右の籠偽作物なり。

蜻蛉籠といふ物古書に曾て無きものあり。且母衣を海濱  
骨といふ事近世此事に古代なき事あり。又籠の上  
母衣骨は作ら付す。背の真中不負多き。骨は骨用はたぐは  
背の真中不籠を負ひて。矢をぬき出でて。なぬあり。甚  
不便利なる道具なき。たぐは。大塔宮の用ひる。真物もせ  
よ。かくけし。たぐは。不便利なる物を用べり。況や後人乃偽作  
物何り用はる。たぐは。物あり。かくは物を作ら出。人をも惑は  
し。むる事甚憎むべき事なき。又たぐは。惑はる。人をも愚  
浅し。事あり。

靴の事

日本紀神代卷。天照大神子箭靴五百箭靴を負ひし事  
見えたり。古事記ふ千入之靴五百入之靴とあり。同一事を  
了。又金靴歩靴。天磐靴。日本紀に見えたり。又革靴。姫  
靴。蒲靴。延喜式に見えたり。靴を矢を盛て負ふ器な  
り。靴乃形を軍器考の圖説に繪圖見えり。靴乃字をうつが  
り用ふる。あやまり。又靴を胡録といふ形少違たる物あり  
。古書に胡録の事。靴と書多し。是同一類の物  
なり。左衛門佐を靴負佐と云ふ。神社勅勘あり  
。時々看督長靴を其社に懸る。云ふ。胡録の事を靴とい  
たり。



鞆之事

鞆之形丸くし中ウツホ空虚なり。鞆乃如く革カに縫括ケりて  
ふも其なり。伊勢の神寶之鹿の皮カにて作ス。常々射手此用  
は。鞆之熊の皮カにて作ス。延喜式ニ見ス。古ハ鞆張ト云  
ふ工人ヲりて作ス。鞆張ハ續日本紀ニ天平勝ノ實四年ノ條ニ見ス。後世絶トるに  
より今ハ大神宮乃神寶の鞆之木ニて作ス。黒くぬりて銀  
粉ヲててモ之の紋ヲを画キ。物ヲなり。古代ハ鹿の皮ニて作り。  
胡粉ヲをぬり白くシ。墨ヲて文画キ。由延喜式ニ見ス。軍器考  
今ノ制カなり。鞆の圖ヲ吉部秘訓抄ニ見ス。軍器考  
の圖式ヲも載ス。古代弓射る人ハ左乃腕ヲ鞆ヲを結テ付テ

射シ。是レ弦ヲて腕ヲをモくヲ防グん為ノ設ナり。鞆ハ  
弦ヲ鳴ナ音ナありト。萬葉集の歌ニ「はらハその鞆ハ音  
をモり物ノふれおほキやうちノみ楯ヲつらキとモなり。貞  
治五年二條攝政良基公の御所乃。年中行事歌合の事書ニ。射  
場始ラすヘらニ弓場殿ニ出サせシて弓ヲを御覽スるナり。公  
卿以下束帶ヲてテ射ス。袖ノとモをモひヤり。邪トど  
家々ノ口傳侍ヲるハ。ゆハけキ。鞆ヲをモはキて弓射ス  
や。此頃知スる人ハきクめキあやと見ス。貞治の頃既ニ  
鞆ヲけテ弓射スや。知る人ハ少キや。今ノ世  
知る人ハ少キとモ。鞆乃事ハ上古ニかラるトモ

ほんごともいへしなり。日本紀に見えり。鞆の字ハ唐土ハ  
ハ無き字なり。日本ヲ作する字ナキ。和名抄ハ蔣魴  
切韻を引て。鞆カンハ在臂避弦具也といふ文に據て。鞆音早カン和名  
止毛トモと注したり。鞆を弓籠手の事也。一箠の事とする説  
ナドナド誤なり。用ることナキ也。

### 矢保呂事

武用辨畧ハ矢母衣の圖あり。其形底ある袋をうづけ  
底を上をなす。矢を入て下の口を括クりたる圖あり  
妄作の物なり。用ることあり。古制を隨兵日記に見え  
たり。其外古傳書ハ見えり。皆其制一様なり。浦上

日違事あり。底ある物ハははらひの書どもハ矢母衣ハ  
箠ツかくふし見えり。土佐光信ガ画き一谷合戦  
の繪又其外古畫どもを見るに皆うつがハ矢母衣を懸  
たり。箠ハ矢母衣のけしむハ見え。高忠聞書ハ古代ハ  
うつがのうけ皮ハなきてか楯タテどもありと付しと見え  
見ハうけ皮をいふどか計きりしハ矢母衣をうけし  
みや。後ハ矢母衣を用ひしハうけ皮を作し出しけるな  
るべし。其後箠どもハ矢母衣をかく事になりしハ。矢母衣  
ハ矢籠の干破ヒをぬたえの日とけ。さ々雨露ぬどもを防がむ  
し。又矢數の多少をも。敵ハ見せぬし。さう為ハかくふし

伴雄按察字  
本作築蓋是和  
名抄云射築以  
久波止古路世  
間云阿無豆知  
今按又用朔字  
云是也

的の始乃事

仁徳天皇の御宇十二年高麗國より鐵乃的を奉り  
時諸人射貫く事なかりしを<sup>イハハクキミ</sup>的臣比祖盾人宿禰<sup>タテヒト</sup>を  
射貫く事よ日本紀に見えり是我國の射  
の始なりといふに用ざるは神代よりすまひ弓矢あり  
なごりの射る事とありらば<sup>ミトタテ</sup>出雲國風土記に天下を  
造る所の大神の<sup>ミトタテ</sup>繫立る射の<sup>ヤシロ</sup>處なる由矢代といふ  
と見えり<sup>ハク</sup>的を神代より有る事<sup>ハク</sup>以知る<sup>ハク</sup>は  
的の大きき事<sup>ハク</sup>と<sup>ハク</sup>に<sup>ハク</sup>正月十七日  
上古的の大きさの事内裏式<sup>弘仁十二年は定に正月十七日</sup>

の射禮<sup>ハク</sup>に用らるる<sup>ハク</sup>的の板を以てこれを編む親王ハ三尺  
自外を二尺五寸若蕃客の五位以上は蕃客の五位以上は三尺  
蕃客といふ外國より來る使者なり其使者は位を授らるる<sup>ハク</sup>と見え  
ゆゑ蕃客の五位以上といふ使者の射るなり<sup>ハク</sup>と見え  
たり延喜式の木工寮式に正月十七日大射の的ハ三尺の的  
十枚二尺五寸の的百七十枚又五月五日四衛府の騎射の的  
ハ一尺五寸の的三百二十四枚と見えり宇治拾遺に鳥  
羽院位の御時白河院の武者所の中は<sup>ミヤヂノリカサ</sup>宮道式成源滿則負  
あは<sup>ハク</sup>的弓の上手なり中三尺五寸の的をたひてあは<sup>ハク</sup>  
第二の之を射落し<sup>ハク</sup>持て參ると仰<sup>ハク</sup>あは<sup>ハク</sup>と見えり  
右の公家より用らるる<sup>ハク</sup>的の大ききなり中古以來武家より

射的の法量物<sup>源永年中小笠原備前守</sup>的乃勢五尺二寸  
<sup>源満長記す所の書なり</sup>と見えたり。此寸尺頼朝の時より定らるゝは歟。義満公  
などの定られし詳をらず

的の繪三重に畫事

上古より的の繪をば三重に黒く輪を画くなり。續日本紀  
又文武天皇の御宇大寶三年春正月丙子朔<sup>中</sup>壬辰大射の  
祿法を定らしし時祿は布を賜ふ外院は中らば布幾端  
中院は中らば布幾端内院に中らば布幾端と定めて祿の  
多少を三段に立て給ひし事見えたり。<sup>布負數の差別  
事長一故今畧之</sup>院  
の字ハ玉篇に胡官切<sup>音クワン</sup>周垣也<sup>カス</sup>と注せり。志の垣を

めぐらしし如く。的の輪を画くも外院中院内院といふあり。  
内裏式には外規次規内規とあり。規をぶんはしし事輪を画  
く道具なり。内院内規をさほふこの黒<sup>色</sup>なり。中院次規ハ二の黒  
なり。外院外規を三乃黒なり。院と規と詞ハわづらひ同事な  
り。三重の輪を画く事ハ祿の多少を三段に分つべきがたあり。  
中古以來武家にては祿を三段に分し事あり。的の繪を三重  
に画く事徒<sup>イタラ</sup>的乃面は飭とするは是事なり。前記したる如  
く。宇治拾遺に二の黒を射落して參らせよとあり。然れど身羽  
院の頃々々外院中院内院外規次規内規といふ名も廢ま  
り。二乃くろみ三の黒くなどいふ事なかりしを見えたり

大的といふ事

弓法私書又小的と申すと大的といふ申さぬ事を。かけすの  
い此的とも又五尺二寸の的とも可申也と見へる。尤も事  
なり。本下の唯的とむかりいひしが。後又小的始りによりて。  
紛らひしに大乃字を付て呼ななるあり。法量物又。  
大的の事と見へる。大的といふ事本々の事なれども。  
其頃人乃普くいひ習となる事形もバ。俗ら志さひて大  
的と書となるは。

小的此事

小的を鎌倉の時代は無うり。東鑑も見へる。室

町殿の代は記したる書ども。小的の事多く見へる。  
はと始り年月誰射始りといふ事を。ハ詳あらば

小的の裏は鬼は字書事

弓箭條々多賀豊後守的の裏は鬼といふ字書事無之事  
と見へる。又闡的聞書小笠原持長持清政清政廣小的の  
裏は鬼といふ文字ハかくはしまさなり。但し不苦候  
と見へる。本式はるるざる事を。惡魔は射る心を。鬼  
の字を書くといふ説も。書は依え不苦といふる。さらべ  
し。裏に書くといふ表へ見へる。且射儀の妨をさらす。さらべ  
る。近世は説は鬼の字を書事ハ鬼の字ハ甲乙をよ

せ集くる字を。甲乙をーとゆふ義を。とゆふ。こゝに無  
理は道理を造りたる説あり。甲乙の乙と。しとふ別あり。乙音  
ツ又ノツ。し音イン。訓如此を。ム乃字をーとゆふ訓義字  
訓キノト。しカクス。如此を。ム又ホウ。訓ツタ。如此を。字書を見  
て知ふべし。且鬼の本字にゆふ。鬼を本字なり。近世の此  
説甚し。造事なり。用事なり。悪魔を射る意にて。鬼乃  
字を書とゆふをゆふたる説あり。鬼の字書ゆふきありとん  
ふ説を。又一段中をゆふ説あり

的のゆふとゆふ事

たいとゆふの字。躰拜とも。帶佩とも。書なり。歩立躰拜記奥は永正二年

二月五日と  
ゆふ記者不知 細川高國小的書。其外的の古傳書どもを見ゆふ。  
これ初またいたゆふの事と條目を出し。射手數塚の前より。  
水干はゆふを納ふ。ちまき。數塚へ歩み寄る。足はゆふの事。弓  
杖つきて肩をぬぎ。水干の袖を納る事。弓はゆふへ乃事。矢は  
ゆふひやゆの事。射て退きゆふの事。肩ぬぎを入ゆふの事。本  
の座へ歸りゆふの事をゆふ。それ一箇條の内より引ゆけて  
書はゆふ終り。然るにたいとゆふの事。即始り終り至るま  
で。此射禮の事をゆふ。躰をかちとゆふ。射手は容儀を正し  
くまゆ事をゆふ。拜を禮の事にゆふ。水干の袖を納るより始り。射  
終り本座へ歸るまで。容儀を正し。法式を守り射ゆふとゆふ。躰拜

とつよなり。さきば躰拜の字を用べし。帶佩の字の道理は叶  
ふ。今世正月御弓場始の的をたいさい的といふ人あり。  
古より的のたいさいといふ事を所せども多い。的とい  
ふ事いれし。多い。的をいひあやまらる。たいさい的とい  
ふ人もあり。いよくあやまらるを重ぬる事なり。

卷より前記の事

近世卷より前と名付て。人より射多見す。に。卷より又向  
ての射禮あり。古はさき事なり。射手方の古傳書をよめ  
た。事なり。今卷よりといふ物を。古よりいふと云ふ。弓  
射習ふ者の的とせり。今世も同じ事なり。然るも。古

を人より射て見ゆる。さき。さき。射て見ゆる事いふ。さ  
き。さき。物を立て射て見せり。卷より前といふ事。古より  
た。事なり。今。今。専ら。世上。一統。ある事。さき。是も亦  
知ら。いふ。いふ。事なり。

八的曲節の事

八的の名。東鑑。庭訓往來。新猿樂記等に見え。さき。其  
式の詳ならず。騎射をいふ。歩射をいふ。云説。いふ  
事。いふ。さき。大。騎射をいふ。細川幽齋の自筆  
に寫され。古物語の切を残り。さき。御かど。十町  
又馬場をやり。二町をのけ。馬場と名付。八所の的を立て。あそ

八的ハ騎射ノ  
事ナリ。下は  
三々九の條ニ  
知るべし

がす八的と名付て。是は公卿殿上人乃まぎとなり。神の前は  
三町に馬場をやりて。三所はほゞ知して所そびすを。やぬ  
さる申て。是は武士のまぎに多く見せり。然るハ騎射  
事疑ふ。然るに。近世八的を歩射として。其的ハ一ふさげ  
針。二よりかひ。三より草木比葉。四に花ぶき。五又貝がら。六は  
疊紙。七は四半八は皆を立ふ。射様の事。一番うさげ針を立る。  
的の方へまゝくと進出て射。二番からうひを立るを的の  
方より弓立乃方へ引多退き射る。三番より木の葉を立るを  
大後より大前オモの方へ進出て射る。四番は花ぶき立るを。  
大前より大後乃方へまゝり射る。五番は貝がらを立るを。弓  
立より的の方へ引多進出。小ひぎを折て射る。六番は疊紙  
を立る。的乃方より弓立の方へ引多退き。まゝちまゝて射  
る。七番は四半を立るを。大後より大前へ進出て。上段は  
まゝ身みて。足を持ちて射る。八番は皆を立るを。伏弓は  
して射る。是を八的の曲節と云ふ。是大秘傳の事なりとい  
へり。用事なり。此曲節は。庭訓往来。楊弓雀小弓。勝負。  
笠掛小串之會。草鹿圓物遊。三々九手。狭八的等。曲節。近日打續  
經營之とあり。又付て。まゝらへ出たる事あり。庭訓ハ八的  
等とある等の字ハ。上の楊弓と云より。下の八的をへ懸て  
ハ。八等乃字なり。曲ハ章アヤあるは義なり。節は竹のふりあ

立より的の方へ引多進出。小ひぎを折て射る。六番は疊紙  
を立る。的乃方より弓立の方へ引多退き。まゝちまゝて射  
る。七番は四半を立るを。大後より大前へ進出て。上段は  
まゝ身みて。足を持ちて射る。八番は皆を立るを。伏弓は  
して射る。是を八的の曲節と云ふ。是大秘傳の事なりとい  
へり。用事なり。此曲節は。庭訓往来。楊弓雀小弓。勝負。  
笠掛小串之會。草鹿圓物遊。三々九手。狭八的等。曲節。近日打續  
經營之とあり。又付て。まゝらへ出たる事あり。庭訓ハ八的  
等とある等の字ハ。上の楊弓と云より。下の八的をへ懸て  
ハ。八等乃字なり。曲ハ章アヤあるは義なり。節は竹のふりあ



如く。揚弓より以下。八的以上の事ども。何もわく一とせ一  
婦一あるまをなる。ゆゑ等の曲節といひふるなり。等の字八  
的一事の上を指して云ふ。ゆゑさ。曲節の二字揚弓ま  
ぶ懸て云へる詞なり。此義を會得せず。曲節を八的の  
事のをもいふと心得て。あらぬさぬ射形を妄作し出  
て。秘事をいふ事。甚く事あり。八的を歩射  
といふ事誤なり。

三的此事

高忠聞書より。三的の流鏑馬の事なり。又。ちちち。小的  
を三たて射る事。三的といふ事と見えたり。東鑑より。安

貞二年十月廿二日。將軍家由比浦より出たる流鏑馬あり。  
相摸四郎。足利五郎。小山五郎。武田六郎。小笠原六郎。三浦又  
太郎以下。射手たり。三的之後。二々九四六三以下の作物等  
各射之と見えたり。三的之後。流鏑馬の後といふ事なり。

百手的の事

百手モ、テの的ハ。鎌倉時代よりあり。東鑑にも見え  
る。室町殿の頃始り。歟。其代乃古傳書にも見えたり。  
さきにも始り。年月など見え。鎌倉の玄惠法印が庭  
訓往来より。百手達者。究竟上手とあり。其頃百手的有  
と思ふ。百手達者といふ。百手的の事にさへありし。

百手的ハ一人ノ射不<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>ざる<sub>レ</sub>ハ達者不<sub>レ</sub>達者を以<sub>レ</sub>ふ  
べ<sub>レ</sub>し。是<sub>レ</sub>百發百中此達者と云ふ事なり。下の究竟上手  
ニ對<sub>シ</sub>たる詞なり。か<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>の事文の解<sub>シ</sub>や<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>。以<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>の事  
に<sub>レ</sub>なる<sub>レ</sub>なり。

三三九四六三八的乃事

流鏑馬次第に小笠原備前守持長永享八年八月記之流鏑馬可仕由仰出さ<sub>レ</sub>ざる。  
三的を先可射也。さ<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>作物此事三々九八的<sub>ハ</sub>ば<sub>レ</sub>さ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>。あ<sub>レ</sub>ひ<sub>レ</sub>ん。  
又<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>そ<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>り。此等皆作物あり。別<sub>ニ</sub>日記在之と見え<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>。類聚  
流鏑馬次第<sub>ニ</sub>。浦上氏類聚<sub>ナリ</sub>。蜷川道運所持民部少輔尚清書之三三九的は寸九寸  
串の長さ三尺的同事を<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>と見え<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>。此外も見え<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>なり。

も少違<sub>レ</sub>た<sub>レ</sub>依趣<sub>ニ</sub>あり。さ<sub>レ</sub>か<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>詳<sub>ナ</sub>る<sub>レ</sub>ぬ事<sub>ナリ</sub>。右の三三九の事  
に准<sub>シ</sub>て思<sub>フ</sub>。四六三と<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>。四寸六寸三寸の三<sub>レ</sub>的<sub>ニ</sub>を三所<sub>ニ</sub>  
立<sub>テ</sub>射<sub>ス</sub>を云<sub>フ</sub>。さ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>べ<sub>シ</sub>き<sub>レ</sub>。何<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>流鏑馬より變化<sub>シ</sub>來<sub>ル</sub>  
事<sub>ハ</sub>や<sub>レ</sub>に思<sub>フ</sub>。さ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>。詳<sub>ナ</sub>る<sub>レ</sub>べ<sub>シ</sub>。

奉射の事

近世の説<sub>ニ</sub>。奉射的<sub>ト</sub>し<sub>レ</sub>。上代武家<sub>ニ</sub>用<sub>サ</sub>る<sub>レ</sub>式正<sub>の</sub>的<sub>ナリ</sub>と  
云<sub>フ</sub>。其次第<sub>を</sub>い<sub>ハ</sub>ぬ<sub>レ</sub>聞<sub>ケ</sub>ど。式<sub>の</sub>大的<sub>の</sub>事<sub>ナリ</sub>。本式<sub>ハ</sub>大  
的<sub>ト</sub>ハ不<sub>レ</sub>云<sub>フ</sub>  
云<sub>フ</sub>。是<sub>レ</sub>ら<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>違<sub>ナ</sub>る<sub>レ</sub>。古<sub>ハ</sub>大的<sub>の</sub>射<sub>ス</sub>事<sub>を</sub>步射<sub>ト</sub>云<sub>フ</sub>  
ふ。是<sub>レ</sub>か<sub>レ</sub>ち<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>。事<sub>ナリ</sub>。笠掛<sub>犬</sub>追物<sub>など</sub>の騎射<sub>ニ</sub>對<sub>シ</sub>  
して步射<sub>ト</sub>し<sub>レ</sub>。又神事<sub>ニ</sub>大的<sub>を</sub>射<sub>テ</sub>神<sub>ニ</sub>た<sub>レ</sub>む<sub>レ</sub>奉

るを奉射<sup>ラヤ</sup>といふ式の大的を近世奉射的といふ。歩射の  
取ちのべなり。又奉射的との字を付ていふも悪き詞を  
耳。射手方聞書<sup>二</sup>。文安年中の書に多。小笠原山 歩射と申ハ  
のちだちの惣名を耳。然るに田舎邊より神事をどの時。六  
人して射るをかりぶしやと心得たり。阿やゆりゆりと見え  
たり。神事をどは時六人して射ふとあるハ奉射を耳

笠掛は始の事

室町殿の代に記したる。笠掛の古傳書ども何れも笠  
懸を頼朝は代に始るよし見せしれども。中右記に。寛治  
六年二月八日。加波多河原に多。義綱朝臣の家臣十騎

笠掛射し事見せしり。頼朝征夷將軍の宣旨蒙りし年  
よりハ百年をかり以前の事なり。然るに頼朝の代に始り  
はとあらば。頼朝の代に至る。新に笠懸の射式を改め定ら  
るし事ありしを。誤りて其時笠懸始りしと傳ふる歟

笠掛は品々ある事

笠掛は品々あり。笠掛。小笠掛。大笠掛。近笠掛。遠笠掛。いぬ  
笠掛。此六品ををといふ説あり。用る事なり。是れを故實  
をたしめ。者の妄説なり。たゞ笠掛とがかりいふハ遠笠掛  
の事なり。もとの遠笠掛をかりは。小笠掛ハありたり。む  
る。笠掛とばかりいふしなり。後小笠掛出来たり。紛れ

ぬたりに遠の字を付くはきり、小笠掛の的分三の夾物まで四  
寸四方なり。遠笠掛の的より小笠掛の的は小笠掛と云  
ふを。遠笠掛の的は一尺八寸。革は多包する丸の的を  
り。遠笠掛の的は馬を多包するより弓杖九杖ふ打て八杖より  
的を立ふ。小笠掛の的は馬走の間八寸なり。遠笠掛  
の的間小笠掛より遠き。遠笠掛といふは。遠笠  
掛といふは。近笠掛といふは。小笠掛といふは。大笠  
掛といふは。近笠掛といふ事。古書に。のめ笠掛といふ  
る。大追物と。笠懸と二品は事をいふなり。古の射手常の詞

に。大追物笠掛といふ事を。一口は。大笠掛といふは。云ふ  
なり。大追物の馬場といふ事を。犬の馬場といふは。大追物の  
時といふ事を。犬の時といふ類。古乃。射手は常の詞  
なり。法量物は。遠笠掛の事を。遠の字付は。多。笠掛と  
なり。書を多なり。

犬追物始の事

近衛院御時。狐。玉藻の前といふ美女は。化カし。ふより。那須  
野ふと。狐狩を。べし。とて。其試の為。三浦介上総介。犬を  
射し。ふより。始るといふ事。世俗に。云傳る。は。妄説なり。正  
史實録。見。え。ぎ。事。なり。用る。こと。め。ら。れ。又。一。説。り。

神功皇后三韓を攻めし時彼國の王宮此門に新羅王  
の日本の犬なりといふ文字を御弓弭み多書付たひ  
たり。三韓征伐をうごどり。犬追物始ると云ふ。是亦用はこと  
なり。神功皇后の時日本のいひごと文字なり。其は神功  
皇后文字を書きし事なり。皇后の杖つきひし事。  
かの門のたて置のひし事。日本紀に見えたること。文  
字書のひし事。又一説。武烈天皇犬を走らしめて馬  
を試ると云ふ事。日本紀に見えたるは。是犬追物の始なりといへ  
る。犬を走しめて馬を試す事。犬追物に似たる事を見ざる。かの  
天皇一時の狂遊のあひし事。其時より引はききき犬

追物絶ど有しにはり。されば犬追物に似たる事といひ。べ  
らと。犬追物の始とはいふべし。犬追物を鎌倉右大臣  
實朝公の時に始り。矢所乃批判。矢落の善惡等の事。八入道  
將軍頼經の代嘉禎年中。恭時經時を評定せし由。騎射秘  
抄の序にも。犬追物目安は見え。然るに實朝の時。犬  
追物始る事。東鑑には見え。是を東鑑に記し漏せしを  
ふべし。東鑑に記し洩したる事。問々あり。實朝の哥集  
金槐集に建曆元年七月洪水漫天。土民愁歎せん事。  
思ひて一人向本尊をたてまつりて。致祈念の時ふり。其は  
民のなききあり。八大龍王雨やり。此洪水并に實朝の祈  
暗に哥東鑑に騎射秘抄。犬追物目安を鎌倉の代遠にぬ  
み洩しり。古老の傳説を以て書し。なるべし。證と  
時乃書なり。古老の傳説を以て書し。なるべし。證と

以る

犬追物偽書の事

扶桑見聞私記并近年板行し多し犬追物秘記し。養和二年頼朝の時乃犬追物の式をりて載たるを見依ふ。正保四年武藏國豊島郡王子村み。嶋津薩摩守光久が。官命によりて張行せし。犬追物の式を。林春齋が書し。犬追物御覽記本みし。嶋津氏の家臣射手檢見喚次を勤免し者共此名を悉く頼朝乃時の侍れ名を書替り。始終の式を御覽記乃趣を用たり。馬場の砂其外の事ハ。御覽記を見ざる。新作の妄説と交り。

世の人をばどいす事其罪輕らぬ事なり。嶋津家の犬追物と。鎌倉の御所乃犬追物と。彼家に相傳せらる。これ正保四年乃御覽記のせたる趣を見るに。室町殿の頃行はし。犬追物と違ふ事なり。一家に風儀を。右は扶桑大江廣元日記と號し。頼朝時代の日記なり。享保年中加藤仙臺元の名ハ須磨不音と云浪人者の偽作し。又藤九郎盛長記も右同人乃偽作を全とり。

行騰並屋多羅拍子比事

天竺太羅國波斯匿王の太子班足太子。母を黑鹿山乃鹿化して王乃后となる。故に太子生きて母に似多足班なり。しも急班足太子と名付。成長して馬に乗る。右流左能

とて。行騰カキを作すと記する。是を學びて日本にて用ゆるといふ説あり。是佛説を取て妄作附會したる者なり。用る事そのれ我國の行騰の始をいつたり始まるより知ふより何れいふ。大寶養老の衣服令。延喜式。三代實錄。扶桑畧記。萬葉集。倭名抄等み見えたる依物をまじば。上古より有る物をしる事を知るは。近世行騰此事を知るに多る書あり。其書の奥に。應永二十四年八月十五日。小笠原備後人繪圖を加へ。行騰の前腰乃少下。袋を付する軀を繪加筆したる物歟。圖ふし。それをやたら拍子といふと記せり。或書に此やたら拍子。殊外乃秘説たること見えざる。按ぎたる室町

殿の代は記せし。射手方は古傳書に。行騰の古くはやくを書々依事多く見えたるも。やくは拍子此事一言半句も見えぬ。又流鏑馬。笠懸。犬追物。狩などを。行騰をたくはやくは拍子といふもの。何もの射藝にも馬藝にも曾て入用ならず。射手方はいやたらむやうといふ物を用る故實はいち事なり。射手方に多い。右皮の前腰に少下。引目といふと。革緒を付置て。是は引目を括り置く事あり。此引目と。終を付るは。かのやたら拍子の妨ある物ある。用る事なれ。何乃爲は。何によりやたら拍子をは妄作したるのゆゑ。用るも多し。秘説口傳と

書もはくり事なり。笑ふべき事なり。又一説はやたらびやう  
しといふを非きを。神事に行騰のちそを切ふ事をやたら  
拍子と云ふといへり。神事やぶさあ笠懸をどる。行騰の  
蹴かへしはかどを切る事ハ高忠聞書其外古傳書にも  
見えしれども其をやら拍子といふ事を何れの書にも  
見えぬ出所もなれ事なり。是又用ふことなきの也

弦袋乃事

弦袋中々近世緞子錦ドレス其外織物も多小兒の腰に付る守  
袋の如く四角ある袋を縫て弦を入るを。是は制少  
は違あり。是は古制なりといふ物もある。はととも皆

一様ぬいづ用る事をこの也。弦袋といふ即弦巻の本名を  
す。弦巻といふは弦袋の俗名なり。袋といふは縫て作  
る物なりと推量し。織物あるを以て袋縫て用る  
べし。袋といふは縫るもの袋といふはあはれ類聚  
雜要抄に見えし尺袋といふ物紫檀の木より作る  
物なり管なり。又民家に多や戸を納め置く所を戸袋と  
いふ。調度どもを納め置く棚を袋多んと云ふ。鷹は餌を入  
籠を餌袋といふ。すなはち物を納め置く物を袋と名付る事  
ある。弦巻と弦を巻て納め置く物なるゆゑ弦袋といふなり。古  
の弦巻は四角なる形なり。はとともは證據也。源平盛衰記。高倉



宮より多長谷部信連戦に條は。弦袋といふを。後の内侍所は  
御加さちをうごころもたたり。衛府を淺官あまふ地下に  
奉公を致はさればまゝ人よほごころべくはばさす。内侍所乃  
御かさちを學びて弦袋を賜ふ。左右兵衛尉赤皮。左右衛門  
尉藍革。あまを以て侍の品を知の國王の御寶をまゝ。非分を  
難をのぐるべき笠あまをさりと。信連がゆひし事見えさる。  
内侍所の天子の御寶は鏡なり。鏡を丸き物なり。弦袋も丸き  
物なり。さまふ弦袋は内侍所は御鏡の御かさちをうけしは  
あびし物なりといひしなり。赤皮藍皮の弦袋を古た  
を包饒を云ふ弦袋を古た  
太刀又付しなり。太平記は青砥左衛門出仕の時ハ木鞘巻は

刀をさし。木太刀を持せさる。叙爵の後ハ此太刀ヲ弦袋を  
付さると見えさる。奥州後三年合戦の繪。其外古畫ども画  
ましを見らば。太刀ハ弦袋を付さる。其弦袋ハこれ弦袋を  
織物をどる多四角又縫は物袋を太刀ハ付し躰を一つを見  
えは。ちりちりを以て。弦袋といふハ弦袋の本名なり。事を知ら  
ず。搥囊抄ハ。弦袋ハ弦巻とニハ名を出せし事ハ。両品同  
物あまども。二ハの名あまども。世俗乃詞に隨ふ多兩名を出  
やふなり

弦さいでの事

弓の弦輪は巻く絹をはるぎぬといふ。本名ははるさいで

といふ事なり。小笠原光清弓之記。岡本記岡本美濃守縁持記等みは  
るさいぞと有り。さいぞハ節用集サイデ割出の二字を出し。布  
切也と注したる。布にかざらば。絹みても裁タチたづむの小ぎれの  
事をさいぞと割出サキデする。通サキずサイの音

弦をさすといふ事

弦を作るをさすといふ事。さすはぐといふ詞の畧語なり。  
段々芋をさす入る。和子にはぐなり。平家物語の長門  
本。惟能コレヨシハる。ぬまはまおに引ヒキ柳の直垂打ヒキ引ら  
ぬ。弓の弦さすといふで居る所へ。伊村コレタラ歸り来り。と  
見えし事

弦の上ぞ下ぞき之事

弦此上ぞ下ぞ。中ぞ下ぞ。昔々上の作り。下の作りとも  
書し。細川高國の小的に書し。弦下れ作り。きん  
てと見えし事

せき弦乃事

せき弦を。昔伊勢國關といふ處に多し。しる弦をいふ  
を。伊勢國司北畠教具記に見えたり。又尺素往来も。  
坂弦關弦と見えし事。ハ坂下又關といふ處も名物をいと云  
説り。名物の事をさすもあるべし。軍陣の弓にせき弦を  
用ふる。名物に關弦乃事は。弦をせきといふ事なり

なり。法要録抄室町殿時代の書。志乃此世を弦の事射しや

たる弦をせしむる云。射志乃たるをらうぞやせく備じりな

りと見えし。又軍陣聞書永正八年小八木若狭守忠勝が記なり。式の弓は弦の

卷弦なり。ぬふや。卷弦とは常此弦の上を。字は多太刀のつ

か卷如く。ちびて巻くをせまづるといふなり。又一方へ卷事

をゆき。それを巻弦といふなり。その畧儀なり。卷弦をバ

先能々射をらう。多後巻てぬるゆきと見えたり

あがけ指を繼ぐ事

いふ。天照大神龍神と戦ふゆい。時龍神のちれつ矢

ら多御指を射落されむ。を帝釋天乃謀を以てあが

けを作てさく。然が今此世に至ても。軍のゆがけ

ハ必指コビ二川別の革を以てはく事故實なりと云説あり。

用る事を。甚妄説なり。龍神も帝釋天も佛家乃寓

言も多。此者ども實はゆきあらば。形を記者あるが戦ふ

事もれ。深く辨じ多。及ばす。明なり。軍はあがけ。

指を別の革に。つづ事本式は。あがけの指は

事の畧儀なり。高忠が聞書。頼朝大將の御時。富士巻

狩の時。久し。狩をせらる。に。大あひとくす。あ

び乃革に。弦はよく。其時大指と。あ

一指が。あを。あ。ことあ。別の革と云事なり。にては。始

多う。それよりおもしろきとて。其後よきとす。ゆびと  
たけさうゆびと二川はぎさき。今に至りてはぎ來ふを  
始ハ大ゆびとくす。ゆびとをばぢさう。根本ハ六と革  
はぎさき本ゆび。又云。あがけのゆび革。當世六と革  
てはぎ事畧儀なり。ゆびはもねね。革はぎさき。ゆび  
起り本ありと見えたる。

弓太郎の事

將軍家の御所より。正月十七日御弓場始ハ大的を射  
させらる。是式の的なり。此時大前の射手は。惣の射

手の棟梁となる人を弓太郎といふなり。此弓太郎の號  
ハ將軍家より被仰付。管領の御教書を以て被申渡なり。  
其文言ハ左の如し

明春正月十七日弓場始之事。爲弓太郎可被參勤之由被  
仰下也。仍執達如件

年號月日

管領之官判形有之

某殿

右の如く弓太郎は甚重き事なり。右此案文ハ諸書當用  
抄室町殿時代ハ見えず。近き頃ハ人弓大郎の號ハ私  
多々重き事なりといふ事を知れり。私乃賭的乃場

出る輩。猥りに弓太郎弓次郎矢太郎矢次郎をどく語るゆゑ。それと何者の事かと尋ねれば、的場に物惣の弓は支配する者を兩人定め置て、弓太郎弓次郎といひ、矢の支配するは事ゆゑ、弓太郎といふ者を、过的場をどみて、弓は支配など、なほやと云ふ。輕々しむるものと思ふと、淺きことしらへ出したるを、言語道斷なる事と云ふ。この事は、是非をいふべき詞も、然し。

矢口の祭矢開乃事

矢口の祭と矢開キと一事に心得たる人あり。謬を言ふ。矢口は祭の初て狩に出る人鹿を射る時、餅をくわぐと、又まゝに聞えゆる射手に、それ餅を山神へたむけさす。其射手も食ふなり。又せと餅と多く、人々に食ひませ。事あり。是矢口は祭なり。矢開キと、其獲物の肉を庖丁にて、少く人々に食はる事をいふ。何を其作法故實ある事な。東鑑も見えし。取さぬ人狩はあらむ。初て鳥をど射る時、狩は准じ、矢口は祭矢開キをすはる。

両家分別の事

近世の人武田流の暮目乃形をかゝればどく。小笠原乃暮  
目のかくはどく。其外の事も両家相違はくや  
うにゆふを本を知らばく。末流乃者に偽作は惑ふか  
なり。小笠原を武田の家より分きて兄弟の家なり。両家  
ともに新羅三郎義光乃後胤なり。さきをば両家弓馬の道相  
違の事なり。高忠聞書ふ云。武田小笠原両流の違を。犬追物  
み三。矢流。鎬馬等に矢ぬき出は事。中此二の違なり。残は何を  
も同前なり。弓馬故實ふ云。武田と當家小笠原の違は事やぬ  
き免の時矢のぬき出は。八廻八廻日記を云なり。有る三組の矢。  
三組を非なり三矢なり。ちがけの緒のとめやう違由なり。伊勢因州日記  
ふ云。両家の流はかたる事。唯三色なり。やぶさめ。一色。犬追物  
り一色。弓袋に一色なり。此外も毛頭替り多し事なり。若違  
たる事此三。乃外より。一方は覺ち。うへて有る。とこれ  
らをも合せ考ふに。両家に違は。唯四色の。あり。其外は皆同  
事なり。小笠原は二男家の。代々室町將軍の弓馬の御  
師範を。當家とも當流と稱して。弓馬乃  
道を此流を以て棟梁と。されど此流乃弓馬の道は天下に公  
法あり。其外の流々の皆私法なり。今に至るは。小笠原と  
將軍家に用させらる。流なり。此公法を捨て。諸流の者ども  
猥に私法を主張せんと。上を憚らざる事歟。近世弓矢

其外私法乃妄作多し其術藝ハその流々の先師比教を守り  
べし弓矢等の制作射禮故實に至るは先師の私法ハ用は  
た事をり天下此公法を用は

此冊子正月二日よ筆をこぞ初多艸案取れし作  
とバ春草と名づきて孫らり授くふをり

安永五年丙申正月十二日

伊勢平藏貞丈書

四季艸二之卷

